

独立行政法人大学評価・学位授与機構非常勤職員の
介護休業等に関する規則

平成17年3月25日

規則第91号

改正 平成22年6月30日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構非常勤職員就業規則（平成16年規則第40号）第50条第2項の規定に基づき、非常勤職員の介護休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 介護休業等につき、この規則に定めのない事項については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(介護休業)

第3条 非常勤職員は、機構長に申し出ることにより、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）の家族を介護するため、次の各号のいずれにも該当する者に限り、介護休業をすることができる。

- 一 引き続き雇用された期間が1年以上ある者
 - 二 第6条第1項に規定する介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日（以下「93日経過日」という。）を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者（93日経過日から1年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。）
- 2 前項の家族とは、次の各号の一に該当するもの（以下「対象家族」という。）とする。
- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - 二 父母
 - 三 子
 - 四 配偶者の父母
 - 五 非常勤職員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹又は孫
 - 六 前各号以外で機構長が認めた者

(介護休業をすることができない職員)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、介護休業をしたことがある非常勤職員は、当該介護休業に係る対象家族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該対象家族につ

いては、前条の申出をすることができない。

一 当該対象家族が、当該介護休業を開始した日から引き続き要介護状態にある場合。ただし、次の特別の事情がある場合を除くものとする。

イ 介護休業申出をした非常勤職員について新たな介護休業期間が始まったことにより介護休業期間が終了した場合であって、当該新たな介護休業期間が終了する日までに、当該新たな介護休業期間の介護休業に係る対象家族が死亡するに至ったとき又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該新たな介護休業期間の介護休業に係る対象家族と介護休業申出をした非常勤職員との親族関係が消滅するに至ったとき。

ロ 介護休業申出をした非常勤職員について産前産後休暇又は育児休業が始まったことにより介護休業が終了した場合であって、当該産前産後休暇（当該産前産後休暇中に出産した子に係る育児休業期間を含む。（以下この号において同じ。））又は育児休業が終了する日までに、当該産前産後休暇又は育児休業に係る子のすべてが、死亡又は養子となったことその他の事情により当該非常勤職員と同居しないこととなったとき。

二 当該対象家族について次に掲げる日数を合算した日数（以下「介護休業等日数」という。）が93日に達している場合

イ 介護休業をした日数（介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数とし、二以上の介護休業をした場合にあつては、介護休業ごとに、介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数とする。）

ロ 第12条に規定する介護部分休業をした日数（当該介護部分休業のうち最初の介護部分休業が開始された日から最後の介護部分休業が終了した日までの日数（その間に介護休業をした期間があるときは、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を差し引いた日数）とし、二以上の要介護状態について介護部分休業をした場合にあつては、要介護状態ごとに、最初の介護部分休業が開始された日から最後の介護部分休業が終了した日までの日数（その間に介護休業をした期間があるときは、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を差し引いた日数）を合算して得た日数とする。）

2 前条第1項の規定にかかわらず、職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された介護休業に関する協定により介護休業の対象者から除外することとされた非常勤職員は介護休業をすることができない。

（介護休業の期間）

第5条 介護休業の期間は、原則として、第3条第2項に規定する対象家族1人につき、通算93日間の範囲（次条第1項に規定する介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日までをいう。）内で、介護休業申出書に記載された期間とする。

（介護休業の申出の手続）

第6条 介護休業の申出は、介護休業を開始しようとする期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにし

て、原則として当該介護休業開始予定日の前日から起算して1週間前の日までに、介護休業申出書により行うものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、当該介護休業の申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業の申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日前の日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から当該1週間を経過する日までの間のいずれかの日を機構長が介護休業開始予定日として指定することができる。
- 3 第3条第1項第1号及び第2号並びに第3条第3項第1号の規定は、非常勤職員の締結する労働契約の期間の末日を介護休業終了予定日（次条の規定により当該介護休業終了予定日に変更された場合あっては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日）とする介護休業をしているものが、当該介護休業に係る対象家族について、当該労働契約の変更に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を介護休業開始予定日とする介護休業申出をする場合には、これを適用しない。
- 4 機構長は、介護休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした非常勤職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（介護休業終了予定日の変更）

第7条 介護休業の申出をした非常勤職員が、介護休業終了予定日の1週間前の日までに機構長に申し出ることにより、介護休業終了予定日を介護休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

- 2 前項による介護休業終了予定日の変更は1回に限るものとする。
- 3 第1項の介護休業終了予定日の変更は、介護休業期間変更申出書により行うものとする。
- 4 前条第4項の規定は、介護休業終了予定日の変更について準用する。

（介護休業期間の終了等）

第8条 介護休業申出をした非常勤職員が介護休業をすることができる期間は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日（その日が当該介護休業開始予定日とされた日から起算して93日から当該非常勤職員の当該介護休業申出に係る対象家族についての介護休業等日数を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日。）までの間とする。

- 2 前項において、介護休業終了予定日とされた日とは、前条の規定により当該介護休業終了予定日に変更された場合にあつては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日をいう。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することとなった場合には、介護休業はその事由が生じた日（第4号及び第5号に掲げる事由が生じた場合にあつては、その前日）をもって終了する。
 - 一 介護休業に係る対象家族が死亡したとき。
 - 二 介護休業に係る対象家族と離婚、婚姻の取消、離縁等により親族関係が消滅したとき。
 - 三 介護休業をしている非常勤職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害に

より、当該介護休業に係る介護休業等日数が93日経過日の間、当該介護休業に係る対象家族を介護することができない状態になったとき。

四 介護休業をしている非常勤職員が、産前産後休暇となったとき。

五 介護休業をしている非常勤職員が新たに介護休業又は育児休業を取得したとき。

4 前項に該当することとなった非常勤職員は、遅滞なく、介護状況変更届により行うものとする。

5 第6条第4項の規定は、介護休業終了について準用する。

(介護休業の申出の撤回等)

第9条 介護休業の申出をした非常勤職員は、介護休業開始予定日の前日までに、介護休業撤回申出書を機構長に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

2 機構長は、前項の申し出があった場合は、非常勤職員に介護休業撤回確認通知書を交付しなければならない。

3 第1項により介護休業の申出を撤回した場合、介護を必要とする一の継続する要介護状態について1回に限り再度の申出をすることができるものとする。

4 介護休業の申出がされた後、介護休業開始予定日とされた日の前日までに、対象家族の死亡等により当該介護休業の申出に係る対象家族を介護しないこととなったときは、介護休業の申出はなかったものとする。

5 前項に該当する場合になったときは、介護状況変更届を提出しなければならない。

6 第6条第4項の規定は、第4項について準用する。

(介護休業の効果)

第10条 介護休業をしている非常勤職員は、非常勤職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

(職務復帰)

第11条 介護休業の期間が終了したとき又は介護休業が終了したときは、当該介護休業に係る非常勤職員は、職務に復帰するものとする。

(介護部分休業)

第12条 非常勤職員は、機構長に申し出ることにより、当該非常勤職員が要介護状態対象家族を介護するための1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「介護部分休業」という。）をすることができる。

2 介護部分休業を受けることのできる期間は、対象家族一人につき一の要介護状態ごとに1回かつ当該介護部分休業申出に係る介護部分休業開始予定日から介護部分休業終了予定日（その日が当該介護部分休業開始予定日から起算して、93日から当該非常勤職員の当該介護部分休業申出に係る対象家族についての介護休業等日数を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日。）までの間とする。

3 介護部分休業の単位は、1時間とし、1日を通じ、始業の時刻から、終業の時刻まで

のうち連続した4時間の範囲内とする。

(介護部分休業の申出手続)

第13条 介護部分休業の申出は、介護部分休業申出書により行うものとする。

2 介護部分休業の申出は、介護部分休業を始めようとする日の前日までに行うものとする。

3 前項の申出は、2週間以上の期間について一括して申し出なければならない。

4 機構長は、介護部分休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした非常勤職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(介護部分休業の終了等)

第14条 介護部分休業を取得している非常勤職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、介護部分休業はその事由が生じた日(第4号及び第5号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日)をもって終了する。

一 介護部分休業に係る対象家族が死亡したとき。

二 介護部分休業に係る対象家族と離婚、婚姻の取消、離縁等により親族関係が消滅したとき。

三 介護部分休業をしている非常勤職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業に係る介護休業等日数が93日経過日の間、当該介護休業に係る対象家族を介護することができない状態になったとき。

四 介護休業をしている非常勤職員が、産前産後休暇となったとき。

五 介護休業をしている非常勤職員が新たに介護休業又は育児休業を取得したとき。

2 前項に該当することとなった非常勤職員は、遅滞なく、介護状況変更届により行うものとする。

3 第6条第4項の規定は、介護部分休業の終了について準用する。

(介護部分休業の効果)

第15条 非常勤職員のうち、非常勤職員就業規則第2条第1項第1号に規定する日々雇用職員の介護部分休業は、その勤務しない1時間につき、常勤職員の例に準じて勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 非常勤職員就業規則第2条第1項第2号に規定する時間雇用職員の育児時間は、給与を支給しない。

(通知書の交付)

第16条 介護休業又は介護部分休業に関する申出書が提出されたときは、機構長はすみやかに当該申出書を提出した者に対し、介護休業通知書又は介護部分休業通知書を交付する。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 非常勤職員は、介護休業等を理由として、不利益な取扱いを受けない。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日）

この規則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。